

令和 6 年 2 月 9 日 臨時
北 陸 農 政 局

=====

〔農林水産省等からのご案内〕

今回のもくじ

○農林水産省等からの情報

【再載】

- ◆ 令和 6 年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

【再載】

- ◆ 令和 6 年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について

【新着】

- ◆ 《公募》令和 6 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援事業）事業実施候補者の公募について **New!**

=====

農林水産省等からの情報

【再載】

- ◆ 令和 6 年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

令和 6 年能登半島地震被害により被災された農林漁業者の皆様が、営農意欲を失わず 1 日も早く経営再建できるように、農林水産関係被害への支援対策を取りまとめ、対策のポイントや被災された農林漁業者の皆様向けの資料を作成しました。

- ◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ概要（農林水産関係）
農林水産関係の支援パッケージを一枚にまとめたものです。

[r6notojishin-70.pdf \(maff.go.jp\)](#)

- ◇令和 6 年能登半島地震により被災された農林漁業者の皆様へ（農林水産関係被害への支援策）

被災された農林水産業関係者の皆様に支援策を知っていただき、ご活用いただけるように資料をまとめました。

「何かをしたい」ときに「どんな支援策」があるか、その「支援内容」と「お問合せ先」を整理しています。

[r6notojishin-71.pdf \(maff.go.jp\)](#)

- ◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ本文（農林水産関係）
農林水産関係の支援パッケージの本文です。

[r6notojishin-72.pdf \(maff.go.jp\)](#)

- ◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（外部リンク）
政府全体の被災者の生活と生業支援のためのパッケージです。

[令和 6 年能登半島地震「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」について](#)

[\(bousai.go.jp\)](#)

【再載】

- ◆ 令和 6 年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について

令和 6 年能登半島地震による災害等に関する相談窓口を設置します。お困りごとが

あればご相談ください。

◇相談窓口

設置場所：北陸農政局 企画調整室

◇相談・お問い合わせ方法

下記の電話又は問い合わせメールフォームでお問い合わせください。

- ・電話：076-232-4217（企画調整室）
- ・メールフォーム

[令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口：北陸農政局 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

■お問い合わせ先

北陸農政局企画調整室

電話番号：076-232-4217

【新着】

- ◆《公募》令和6年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応支援事業）事業実施候補者の公募について **New!**

我が国の農林水産物・食品の輸出については、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日付け閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」・「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日付け閣議決定）において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という輸出目標を設定し、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定。以下「輸出拡大実行戦略」という。）を決定しており、輸出の拡大に向けた取組を強化する必要があります。このため、輸出の阻害要因となっている輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）の規制等の課題の解決に向けた民間団体等の取組に対し支援を行います。

なお、本公募は、令和6年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容及び予算額等の変更があり得ることにご留意願います。

◇事業の概要

本事業では、以下の取組を支援します。

1の（1）から（4）まで及び2のうち、いずれか一つの事業にのみ応募することも可能です。

また、複数の事業に応募する場合には、それぞれの事業ごとに応募してください。

1 輸出先国の規制等への対応

日本産の農林水産物・食品の輸出を促進するため、輸出先国が求める輸入条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる以下の取組に対し、支援を行うものとします。

（1）国際的に通用する認証等の新規取得

食品安全等に係る国際的に通用する認証（ISO22000等）、輸出先国が求める検疫等の条件への新たな対応（食肉処理施設認定、ハラール認証、試験所認定等）、輸出先国において他国産との差別化が図られる規格認証（有機JAS認証等）の新規取得への取組（継続・更新を除く。）を行うために必要な経費を支援します。

（2）輸入条件に適合する施設の認定等の取得

ア 登録認定機関による施設認定等支援

登録認定機関（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に定める登録認定機関をいう。）において、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認証又は認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかの確認等を行うために必要な経費を支援します。

イ 専門家による現地指導

専門的知見を有する機関において、食品の生産、製造、加工、保管、流通等を行う施設に品質・衛生管理等の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸

入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応するために必要な認証等
を取得するために必要な一般衛生管理の徹底や HACCP による衛生管理の導
入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行うために必
要な経費を支援します。

- (3) 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
輸出先国検査官を招へいして行う、青果物の生産園地、選果こん包施設、食
肉処理施設等の査察・確認、輸出先国検査官と我が国検査官との合同輸出検
査（輸出先国への輸出が解禁された後に行うものに限る。）に必要な経費を
支援します。
- (4) 輸出先国の求める条件に応じた検査やラベル切替え等
- ア 輸出先国の規制導入・改正対応支援
輸出先国が令和 6 年から過去 3 年以内に導入・改正した又は今後 3 年以内に導
入・改正する規制に対応が求められる農林水産物・食品及び食品接触材につ
いて、輸出前の国内における検査（残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、
微生物、マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等）、ラベルの切替え（栄
養表示、遺伝子組換え表示、原材料表示等）その他規制への対応を行うため
に必要な経費を支援します。
- イ 残留農薬等検査支援
農林水産物・食品（輸出先国への輸出が解禁されたものに限る。）について、
輸出前の国内における検査（残留農薬、残留動物用医薬品、重金属、微生物、
マイコトキシン、油脂、その他汚染物質等）の実施が輸出先国の法令、命令、
指示等により必要な場合又は輸出前に国内で当該検査を実施することで輸出
先国の輸入時の検査に代えることが可能である場合における当該検査を行う
ために必要な経費を支援します。
- ウ EU における食品接触材の規制等対応支援
EU（英国、ノルウェー、スイス及びリヒテンシュタインを含む。）における
食品接触材の規制等に対応するための適合宣言書類の作成等を行うために必
要な経費を支援します。

2 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出先国が求める輸入条件等についての輸出事業者の理解を深め、認定取得の加
速化や新たな輸出への取組を促進するため、認定取得や HACCP の導入に必要な一般
衛生管理等、輸出先国の規制への対応に関する研修の開催等の取組を支援します。
なお、受講者を対象としたアンケート調査等を行うとともに、受講後の活動につい
てフォローアップを行うこととします。

◇公募の期間

令和 6 年 2 月 7 日（水）～ 令和 6 年 2 月 21 日（水）

◇応募資格及び応募方法等の詳細は、下記をご確認ください。

[令和 6 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち輸出環境整備推進事業（輸出先国規制対応
支援事業）の公募について：農林水産省（\[maff.go.jp\]\(http://maff.go.jp\)）](#)

■お問い合わせ先

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
TEL:03-3502-8111（内線 4210）

発行 北陸農政局農林水産物等輸出促進チーム

（北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課）

E-mail: hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

TEL: 076-232-4233

★このメールに対する、ご意見・ご要望については、上記連絡先をお願いします。

なお、メール配信の登録・変更・停止は、下記 URL によりお願いします。

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/mm.html>